

「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成業務に係る企画提案コンペ実施要項

1 業務の概要

「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成のための調査、編集等を行い、観光課へデータ等を納品する。詳細は別紙「『(仮称) 鎌倉市観光案内図』作成業務仕様書」のとおりとする。

「(仮称) 鎌倉市観光案内図」は、観光客に観光情報を提供することで円滑な観光の推進を図るために日本人を主なターゲットとして発行するものである。市内関連施設をはじめ、観光案内所、JR・江ノ電等の交通機関のほか、主要な神社仏閣、民間施設、宿泊施設などで観光客等に無料で配布を行う予定。

2 参加資格条件

以下に示す(1)～(7)の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていない者であること。
- (3) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていない者であること。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しない者であること。
- (5) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (7) 平成27年4月1日以降に、鎌倉についてのパンフレットや雑誌、新聞等を発行した実績があること。

3 募集について

募集は、鎌倉市役所前の掲示板、鎌倉市及び観光課ホームページ上並びに「かながわ電子入札共同システム」内のインフォメーションに掲載することにより公告する。

4 申込み手順

応募を希望する事業者は、実施要項に基づき、別紙「『(仮称) 鎌倉市観光案内図』作成業務に係る企画提案コンペ審査応募用紙」と併せて、以下に定める提案書等を定められた期間までに観光課へ提出する。応募用紙は、鎌倉市(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)又は観光課ホームページ(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/index.html>)からダウンロードしたものをプリントアウトして入手するものとする。

(1) 提案書

提案書は1者につき1つとし、下記の書類を提出するものとする。

ア 企画提案書

企画提案作品作成にあたっての企画・構成・デザインの趣旨や「誰でも見やすいマップ」であることの工夫について、カラーユニバーサルデザイン等の視点も

交えながら示す。様式は任意で、A4サイズで提出する。

イ 企画提案作品

鎌倉市が現在作成、発行している「鎌倉市観光案内図」をベースに、「(仮称)鎌倉市観光案内図」の紙面の構成及びレイアウト、編集等を行い、作品案として提出する。表紙には、必ず任意のタイトルを入れることとし、タイトルや表紙デザインから一目で地図であるとわかるよう配慮すること。

また、写真や地図の内容は実際に使用するものに限りなく近いものを使用すること。特に写真やイラストについては、記事作成にあたり購入手続きが必要なものを除き、ダミーは不可とする。(ダミーのものについてもサンプル写真等、実物と同じデザインで作成すること)

(2) 提案事業者の実績

2 参加資格条件(7)に該当する実物又は写しを提出する。なお、製作物が提案事業者の作品であることが分かるものを提出するか、別途契約書の写し等、当該製作物が提案事業者の作品であることを示すものを併せて提出すること。

(3) 提案事業者の概要書

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、従業員数等)、沿革等を簡潔にしたものを任意の書式にて提出する。

(4) 見積書

仕様書に基づく業務内容の受託にかかる総費用について、消費税及び地方消費税込みで算出したもの。書式は自由。上限額 1,474,200 円以内での提案を行うこととする。

(5) 受付期間及び提出先、提出部数

ア 受付期間 平成30年7月9日(月)午前8時30分から
平成30年8月6日(月)午後5時00分 厳守

イ 提出先 鎌倉市役所市民生活部観光課(直接持参又は郵送)
住所: 〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎1F 26番窓口

ウ 提出部数

(1)から(3)の書類は各8部、(4)は1部提出する。

(6) その他

ア 提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 提出された企画提案書等に要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。

ウ 企画提案書等提出後、審査結果通知までの間、特別な理由がない限り、鎌倉市市民生活部観光課執務室への立ち入りを禁止する。

5 質問の受付及び回答

仕様書、実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、回答は、鎌倉市ホームページへ掲載して行うこととする

(1) 受付期間 平成30年7月9日(月)午前8時30分から

平成 30 年 7 月 16 日（月）午後 5 時 00 分まで

(2) 提出方法 電子メール又は F a x による提出。（着信の確認は質問者が行う。）

(3) 提出先 鎌倉市役所市民生活部観光課

Fax 番号：0467-23-7505

E-mail：kankou@city.kamakura.kanagawa.jp

(4) 回答日 回答は順次行い、平成 30 年 7 月 18 日（水）まで

(5) URL 鎌倉市・<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

6 審査方法について

(1) 審査・選定方法

「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者選定委員会設置要綱に定める「(仮称) 鎌倉市観光案内図」編集委託事業者選定委員会において、選定委員がそれぞれ別添評価シートに基づき規格提案書及び規格提案作品について評価を行った点数の合計点が最も高いものを選定する。ただし、規格提案書及び規格提案作品に係る評価が基準点（3 点×評価項目数×選定委員数の合計点）に満たない場合は、選定しないものとする。

なお、最も高い得点の者が複数の場合は、同点の提案を対象に協議を行い、選定することとする。

(2) 応募事業者が 1 者の場合

(1) と同じく評価を行い、各評価項目の評価点数が基準点を満たした場合には、選定するものとする。

(3) 審査結果の通知・公表

ア コンペに参加したすべての者に審査結果を書面で通知する。

イ 参加者すべての名称、評価点、最優秀者の選定理由等は、鎌倉市及び観光課ホームページで公表する。

7 契約について

(1) 選定委員会において決定した最優秀提案者と随意契約を行うため、契約交渉の申し出を行う。

(2) 契約交渉の際に、「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成業務に係る企画提案コンペ参加資格申出書をもって、「2 参加資格条件」に示す資格を確認し、資格が確認できなかった者とは契約を締結しないものとする。最優秀提案者との契約交渉が成立しない場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。

(3) 契約交渉の後、契約予定業者が契約締結までに「2 参加資格条件」に示す資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しないものとする。契約予定業者との契約が成立しなかった場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。

8 スケジュール

平成 30 年 7 月 9 日（月）：公告及びホームページ上で募集開始

平成 30 年 8 月 6 日（月）：コンペ審査応募用紙等提出期限

平成 30 年 8 月上旬：第 2 回「(仮称) 鎌倉市観光案内図」作成事業者選定委員会開催

委員会終了後、応募業者に審査結果を通知すると同時に、選定事業者と随意契約を行う。